

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 41 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2018 年 7 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

## ガン・ジャンピング（競争法）

競合他社との間で行う M&A 取引のクロージング前における協調的行動など（いわゆる「ガン・ジャンピング」）は、カルテルの一種として競争・消費者法違反になる可能性があると考えられていましたが、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、初めてガン・ジャンピングを理由として、訴えを提起しました。

本事案においては、臍帯血に関する事業を営んでいた Cryosite 社が、唯一の競合他社であった Cell Care 社に事業を売却するに際して、契約上、Cryosite が Cell Care 社にクロージング前においても顧客からの新規依頼をリファーしなければならないとされていたことなどを ACCC は問題視しました。

このようにガン・ジャンピングは競争・消費者法に違反するカルテルと評価される可能性があるため、契約締結後であっても、クロージングが行われて完全に取引が完了するまでは、互いに独立した当事者として、健全な競争を維持する必要があります。

本稿では、この裁判における ACCC の主張のポイントとガン・ジャンピング規制に対する対策について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

その他の注目のトピック



## 誹謗中傷の禁止条項（消費者法）

消費者との契約などの雛形において誹謗中傷を禁止する条項が定められる場合がありますが、ACCC は、誹謗中傷の禁止条項は消費者法との関係で不公正な契約条項として無効となる可能性があるとして Wisdom Homes を調査し、裁判は提起しなかったものの、Wisdom Homes に不公正な条項であることを認めさせ、一定の措置を採ることを受諾させました。

本稿では、この事案を分析し、実務上の対策について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 市場に対する重大な影響（適時開示）

オーストラリア証券取引所（ASX）に上場する会社においては、2018年7月14日以降、上場会社が適時開示する際に開示情報が市場に対して重大な影響を与える（market sensitive）かどうかを示すことを要求されることになりました。

上場規則においては、市場に対する重大な影響を与えるかどうかは合理的な人が上場会社の有価証券の価格や価値に重大な影響を与える情報であるか考えるかどうかで判断することが示されています。会社法においては、上場会社の有価証券を日常的に取引する者が有価証券を売買する際の意思決定に影響を及ぼす可能性が高い場合、上場規則の示す基準が満たされたとみなすと定められています。

本稿では、この変更の内容と実務上のポイントについて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 先住民の権利に関する判断

2018年の前半は、先住民の権利に関する重要な裁判所の判断が多数出されました。本稿では、原住民の所有権に影響を与える土地や水域に対する活動や開発案に関する制度（future act regime）上の手続的権利（procedural rights）を侵害した場合の結果に関する判断、過去に消滅した先住民の所有権につき、その消滅の事実を否定する Native Title Act 1993 (Cth) 上の規定の適用を、探査権（exploration permit）の存在が阻むか否かについての判断、承認を受けた先住民の土地利用契約（Indigenous Land Use Agreements）の登録要件に関する判断を紹介し、解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## 補完医薬品の原産国表示に関する規制

補完医薬品（complementary medicines）に関する広告は、医薬品法（Therapeutic Goods Act 1989）、医薬品法規則（Therapeutic Goods Regulations 1990）及び医薬品広告規約（Therapeutic Goods Advertising Code）だけでなく、消費者法による規制の対象となります。本稿では、補完医薬品の原産国表示に関する問題について、ACCC の見解を示した ACCC 発表のガイダンスを取り上げ、その内容について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 公地開発において承認を得るべき「所有者」

クイーンズランド州の控訴裁判所は、土地開発の申請がなされた土地が公地（Crown land）であった場合、土地開発関連法上、開発の承認を得るべき「所有者（owner）」は誰かという問題について、公地の「所有者」は州であり、州から直接賃借している（Crown lease を受けている）賃借人は、「所有者」に該当しないとの判断を行いました。本稿では、この裁判の概要とポイントについて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 議決権行使助言実務に関する報告書

2018年6月27日に、オーストラリア証券投資委員会（Australian Securities & Investments Commission）は、2017年度の定時株主総会時における議決権行使助言実務（proxy adviser engagement practices）に関する報告書を発表しました。本報告書は、オーストラリアで活動する四大議決権行使助言会社（CGI Glass Lewis、ISS Australia、Ownership Matters 及び Australian Council of Superannuation Investors）に焦点を当てたものとなっています。本稿では、本報告書の主な調査結果を紹介します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

---

## 最近行われたセミナーのご報告

---

### 2017年の法改正の動向（2017年12月）

加納弁護士が「2017年の法改正の動向」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、競争法、消費者法、倒産法、労働法、個人情報保護法及び外国投資規制の6つ重要分野の重要な法改正を含むトレンドについて解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

## 最近の出版物

---

### 新版「オーストラリアにおけるビジネス展開」（2017）

弊所作成にかかる「オーストラリアにおけるビジネス展開（原文はDoing Business in Australia）」と題する小冊子を2016年版から2017年版に改訂しましたので、お知らせいたします。以下のリンクから無料でダウンロードできますので、是非ご活用ください。

- [オーストラリアにおけるビジネス展開](#)（日本語版）
- [Doing Business in Australia](#)（英語版原文）

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

## 連絡先

---

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
メール：[syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 鈴木正俊  
メール：[msuzuki@claytonutz.com](mailto:msuzuki@claytonutz.com)



ロイヤー 川合千秋  
メール：[ckawai@claytonutz.com](mailto:ckawai@claytonutz.com)



ロイヤー 藤崎信吾  
(日本に出向中)



ロークラーク 中島真嗣  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
メール：[mnakajima@claytonutz.com](mailto:mnakajima@claytonutz.com)



ロークラーク 小野田春佳  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
メール：[honoda@claytonutz.com](mailto:honoda@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)